

1 山梨県税務関係組織の沿革

昭和 22 年 9 月	県下 8 地方事務所に税務課を新設した。
昭和 23 年 10 月	本庁に税務課を新設した。
昭和 24 年 9 月	甲府市に税務出張所を設置した。 本庁税務課によって取り扱われていた甲府市内の賦課徴収については、甲府税務出張所の設置によって充実された。
昭和 26 年 4 月	甲府税務出張所を甲府県税事務所と改称した。 甲府県税事務所に課制を設けた。(総務課、第一課、第二課)
昭和 30 年 11 月	地方事務所を廃止し、新た 4 県税事務所を設置、既存の甲府県税事務所と併せて 5 県税事務所となる。
昭和 34 年 8 月	県税事務所を廃止し、新たに 8 県事務所税務課が設置された。
昭和 40 年 4 月	本課に直税第二係を新設した。
昭和 40 年 9 月	峡中県事務所税務第 1 課を収税管理課、税務第 2 課を課税課とした。
昭和 43 年 4 月	本課の直税第二係を廃止し、企画係を新設した。 県事務所を廃止し、新たに 3 県税事務所が設置された。
昭和 44 年 4 月	西部県税事務所を中部県税事務所へ統合し、石和に自動車税事務所を設置した。
昭和 46 年 4 月	中部県税事務所間税課を間税第一課、間税第二課とした。 自動車税事務所に収税第四係を新設した。
昭和 47 年 4 月	本課の企画係直税及び間税係を廃止して部門別担当制とし、副主幹、主査及び副主査を配置した。
昭和 48 年 4 月	本課に業務担当の課長補佐を配置した。 東部県税事務所及び自動車税事務所に次長を配置した。 東部県税事務所、直税課の直税第一係及び直税第二係を事業税係及び不動産取得税係に、間税課の間税第一係及び間税第二係を料理飲食税係及び娯楽施設軽油税係にした。 中部県税事務所、直税第二課の不動産取得税係及び諸税係を不動産取得税第一係及び不動産取得税第二係に、間税第一課の間税第一係及び間税第二係を料理飲食税第一係及び料理飲食税第二係に、間税第二課の間税第一係及び間税第二係を軽油引取税係及び娯楽施設利用税係にした。
昭和 49 年 4 月	自動車税事務所総務課及び管理係を廃止し、収税課に収税第五係を新設、課税課の課税第一係及び課税第二係を電算資料係、調査係及び取得税係にした。
昭和 50 年 4 月	中部県税事務所直税第一課の個人事業税係及び法人事業税係を事業税第一係及び事業税第二係にした。
昭和 51 年 4 月	本課の庶務係を廃止し、スタッフ制にした。
昭和 53 年 4 月	自動車税事務所の収税課を調査収税課に、収税課の収税第一係～第五係を調査収税第一係～第五係とし、課税課の電算資料係、調査係、取得税係を廃止し、課税係、管理係、審査係とした。
昭和 55 年 4 月	各県税事務所の係制を廃止して担当制とした。 東部県税事務所の収税課を調査収税課に収税第一係、第二係を調査収税担当、娯楽施設軽油税係を軽油娯楽税担当とした。 中部県税事務所の収税課を調査収税課、直税第一課を事業税課、直税第二課を不動産取得税課、間税第一課を料理飲食税課、間税第二課を軽油娯楽税課に、庶務係、納税奨励係を総務担当、管理第一係を法人管理担当、管理第二係を諸税管理担当、管理第三係を納税管理担当、収税第一係～第四係を第一担当～第四担当、事業税第一係を個人事業税担当、事業税第二係を法人事業税担当、不動産取得税第一係を家屋担当、不動産取得第二係を土地担当、料理飲食税第一係を料飲第一部門担当、料理飲食税第二係を料飲第二部門担当とした。

昭和 56 年 4 月	中部県税事務所に税務指導監を設置した。 自動車税事務所の調査収税課第一担当～第五担当を第一担当～第四担当とした。 本課に電算管理担当を新設した。
昭和 57 年 4 月	料飲第一部門担当を料飲第一担当に料飲第二部門担当を料飲第二担当とした。
昭和 59 年 4 月	東部県税事務所の総務課を廃止し、総務課管理担当と調査収税課を統合して管理収税課に、直税課事業税担当を廃止し、直税課不動産取得税担当と間税課を統合して課税課とした。 中部県税事務所の総務課と管理課を統合して総務管理課とした。県民税及び事業税は中部県税事務所へ統合した。
昭和 61 年 4 月	本課の課税管理担当を特別対策担当と課税担当に分離した。又システム開発担当を電算担当と名称変更し、増員を図った。
昭和 63 年 4 月	本課の特別対策担当と課税担当を廃止し、企画間税担当、直税担当とした。
平成 元年 4 月	本課に税務指導監を設置した。 東部県税事務所の管理収税課を総務管理課とし、調査収税担当を調査収税第一担当、第二担当とし、自動車税の徴収引継に伴う増員を図った。 また、料理飲食税担当を特別地方消費税担当、軽油娯楽税担当を軽油・ゴルフ場税担当とした。 中部県税事務所の法人管理担当、諸税管理担当、納税管理担当を統合し管理第一担当、第二担当、料理飲食税課と軽油娯楽税課を統合し間税課、料飲第一担当及び第二担当を特別地方消費税第一担当、第二担当、軽油引取税担当と娯楽施設利用税担当を軽油・ゴルフ場税第一担当、第二担当とし、調査収税担当は、自動車税の徴収引継に伴う増員を図った。 自動車税事務所の調査収税課を廃止し、管理担当を独立した総務管理課を新設、課税課に調査担当を新設した。
平成 2 年 4 月	東部県税事務所の総務管理課の管理担当と庶務を統合して庶務管理担当とし、また課税課の不動産取得税担当を直税担当とし、特別地方消費税担当と軽油・ゴルフ場税担当とを統合して間税担当にそれぞれ名称変更した。
平成 3 年 4 月	本課の税務指導監を廃止した。
平成 10 年 4 月	本課の庶務を廃止して企画担当を新設するとともに、企画間税担当を間税担当に名称変更した。
平成 12 年 4 月	本課の直税担当と間税担当と統合して課税担当とした。 中部県税事務所に特別徴収課(第一課、第二課、第三課)を新設するとともに、特別地方消費税の廃止に伴い、特別地方消費税第一担当及び第二担当を廃止した。
平成 13 年 4 月	東部県税事務所と中部県税事務所を統合して飯田合同庁舎に総合県税事務所を設置した。 組織は、所長、副所長、次長 2 名のもと総務管理課(総務担当、管理第一・二担当)、特別徴収第一～四課、調査収税課(調査収税第一～五担当)、事業税課(個人事業税担当、法人事業税担当)、不動産取得税課(家屋第一・二担当、土地担当)、間税課(軽油・ゴルフ場税第一・二担当)及び県税相談課(東部相談室)とした。なお、県税相談課は北都留合同庁舎内に設けた。 自動車税事務所の総務管理課の管理担当と庶務を統合して総務管理担当に、また課税課の課税担当と調査担当を統合して課税調査担当にそれぞれ名称変更した。
平成 14 年 4 月	本課に税務システム開発監を設置した。
平成 15 年 4 月	総合県税事務所の調査収税課の調査収税第一～五担当を第一～四担当とし、特別徴収第一～四課を、第一～二課とした。
平成 16 年 4 月	本課の税務システム開発監を廃止した。 総合県税事務所の間税課の軽油・ゴルフ場税第一担当、第二担当を軽油取引税調査担当、軽油取引税申告担当及びゴルフ場税・免稅軽油担当とした。
平成 18 年 4 月	総合県税事務所の県税相談課(東部相談室)を廃止した。 総合県税事務所の調査収税課の調査収税第一～四担当を第一～五担当とし、特別徴収第一～二課を特別徴収課とした。また、特別徴収課に市町村派遣スタッフを新設した。

平成 19 年 4 月	総合県税事務所の次長の 2 名を廃止して、課税・管理部、徴収部をそれぞれ新設した。 組織は、所長、副所長、課税・管理部長のもと総務管理課(総務諸税担当、管理第一・二担当、市町村派遣スタッフ)、事業税課(個人担当、法人担当)、不動産取得税課(家屋担当、土地第一・二担当)、軽油取引税課(軽油第一・二担当)、徴収部長のもと徴収第一課(徴収総括担当、徴収第一・二担当)、徴収第二課(徴収第三～五担当)とした。
平成 20 年 4 月	自動車税事務所を総合県税事務所へ統合した。 組織は、所長、課税・管理部長のもと総務管理課(総務諸税担当、管理第一・二担当)、事業税課(個人担当、法人担当)、不動産取得税課(家屋担当、土地第一・二担当)、軽油引取税課、(軽油第一・二担)、徴収部長、副徴収部長のもと徴収第一課(徴収総括担当、徴収第一・二担当)、徴収第二課(徴収第三～五担当)、自動車税部長のもと自動車税課(管理担当・課税調査担当・審査担当)とした。 本課に税務徴収企画監を設置し、個人県民税徴収対策担当を新設した。 本課に県内 20 市町村と共同で山梨県地方税滞納整理推進機構を設置した。
平成 21 年 1 月	総合県税事務所の課税・管理部、徴収部を東八代合同庁舎内に移転した。
平成 21 年 4 月	山梨県地方税滞納整理推進機構に県内全市町村が参加した。
平成 22 年 4 月	総合県税事務所の副徴収部長を廃止した。
平成 24 年 4 月	総合県税事務所の総務管理課の管理第一・二担当を管理担当とした。
平成 26 年 4 月	総合県税事務所の徴収部を滞納整理部に名称変更し、組織は滞納整理部長、副滞納整理部長のもと滞納整理第一課(企画総括・特別滞納整理担当)、第二課(第一地区・第二地区・第三地区担当)、第三課、第四課、市町村相談支援スタッフとした。 山梨県地方税滞納整理推進機構の事務局を滞納整理部内に移管した。
平成 29 年 4 月	総合県税事務所の滞納整理部の滞納整理第四課を廃止し、市町村相談支援スタッフを市町村相談支援課とした。
令和 3 年 4 月	本課の企画担当と課税担当を統合し、企画・課税担当とした。